

企業立地促進条例

工場の新設や規模の拡張をご検討されている企業の皆様へ

宇治市では、市内で工場の新設（借りる場合も含む）や、規模の拡張を計画されている企業を支援するために、「宇治市企業立地促進条例」を施行しています。

指定要件に該当すれば、助成金の交付が受けられます。

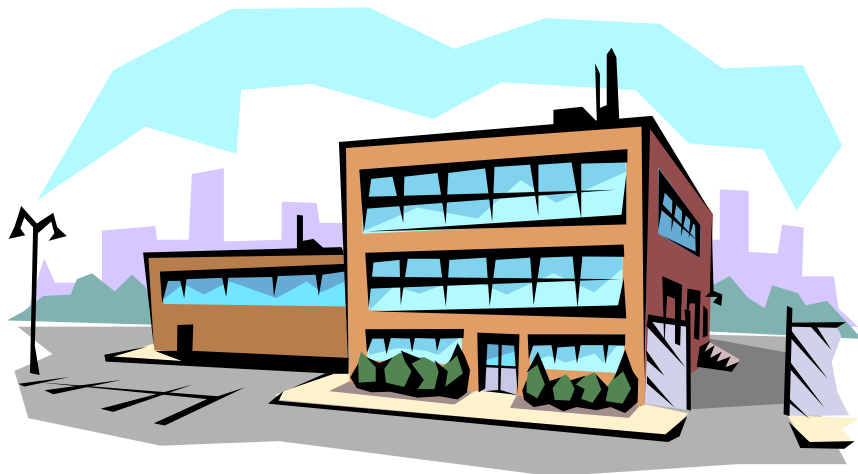
- 事業場等設置助成金（投下固定資産額等の1／10を助成）
- 操業支援助成金（操業支援として3年にわたり助成）
- 雇用創出助成金（新たに雇用した市内在住従業員数に30万円を乗じて得た額を助成）

令和4年度より助成対象指定要件の拡充を行っております。
指定要件・助成内容について詳しくは、裏面をご覧ください。

また、規模や内容により、京都府制度の適用があります。
工場の新設や規模の拡張をご検討されている企業の方は、是非お問い合わせ下さい。

宇治市 産業観光部 産業振興課

TEL0774-39-9621



宇治市企業立地促進条例の概要

目 的	企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る
対 象 企 業	市内に転入する企業や市内で事業場等に移転、新・増設する企業
対 象 地 域	主に工業地域及び準工業地域
施 行 期 限	令和9年（2027年）3月31日
適 用 期 間	指定を受けた日の属する年度から4年度間に操業開始する企業に適用
指定・交付手続	指定申請（着工等の90日前） → 審査会へ諮問 → 助成対象指定 → 年度毎に助成金交付申請 → 交付決定 → 交付請求

＜助成対象指定要件＞

		【拡充】小規模
○情報関連産業及び自然科学研究所 の本店及び事業場 ○先端産業に属する製造業の本店	環境保全措置	（同左）
	新設又は増加した用地等の面積500㎡以上又は投下固定資産額5,000万円以上	取得又は賃借をした建物の延床面積が300㎡以上
	地元新規雇用 1人以上	（同左）
○先端産業に属する製造業の事業場 ○先端産業以外の製造業及びその他の産業で市長が特に認めるもの 本店及び事業場	環境保全措置	（同左）
	新設又は増加した用地等の面積500㎡以上	取得又は賃借をした建物の延床面積が300㎡以上
	投下固定資産額1億円以上 又は 地元新規雇用1人以上	（同左）

＜助成金額等＞

○事業場等設置助成金（※1） 投下固定資産額等の1/10	○情報関連産業 ○自然科学研究所 ○先端産業に属する製造業	上限3,000万円 （小規模は上限500万円）
	上記以外	上限1,000万円 （小規模は上限500万円）
○操業支援助成金 当該事業場等に係る初年度の固定資産税相当額（土地に係る部分を除く）に右の率を乗じた額	1年目	上限75/100
	2年目	上限50/100
	3年目	上限25/100
	交付合計額	上限5,000万円 （小規模は上限2,500万円）
○雇用創出助成金（※1） 新規に雇用した市内在住従業員（※2）×30万円	交付合計額	上限3,000万円 （小規模は上限1,500万円）

（※1）京都府制度の適用を受けた場合は、市助成金の対象外

（※2）操業開始日の属する年度の翌年度から4年度間に、新たに1年間以上継続して雇用した者